

# ○常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会設置条例

令和3年3月17日

条例第5号

(設置)

第1条 市立小中学校における教育の充実及び教育環境の整備を目的とした市立小中学校適正配置実施計画（以下「実施計画」という。）の策定について検討するため、常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 実施計画を策定するための検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施計画の策定に関し、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員 2名以内
- (2) 学識経験を有する者 2名以内
- (3) 自治区の代表者 2名以内
- (4) 民生委員の代表者 2名以内
- (5) 市立小中学校のPTAの代表者 10名以内
- (6) 市内の幼稚園、保育所等の保護者 4名以内
- (7) 市立小中学校の校長 3名以内

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定により委員を委嘱し、又は任命するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による会長及び副会長の選任がなされる前の会議の招集は、教育委員会がこれを行う。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水道事業審議会の委員の項の次に次のように加える。

市立小中学校適正配置実施計画 検討委員会の委員	日額	5,000円	一般職
----------------------------	----	--------	-----

別表第5 行政文書保全指導員の項の次に次のように加える。

市外在住の市立小中学校適正配置実施計画 検討委員会の委員	一般職の旅費相当額
---------------------------------	-----------